

2020年1月7日時点での主な争点（概要）

1 訴訟要件

(1) 特例法の特別の訴訟要件とは

特例法による訴訟は、多数消費者被害の救済を目的とし、第一段階で、多数の被害者が同一の相手方の、同一の行為を原因として請求権を有することを確認することで、第二段階において、自分が第一段階で認められた請求権を有する立場にある被害者であることを主張、立証することで、相手方に対する請求権が認められる手続きです。

このような特殊な被害救済手続きであることから第一段階の訴訟が有効と認められるためには以下の要件を満たす必要があります。

これらの要件を満たしているか否かについても訴訟手続きの中で判断され、要件を満たしていないと判断されると、判決で請求が却下されます。

- i 消費者契約に関する特定の請求権であること（特例法第3条第1項 coj の該当頁）
- ii 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害であること（多数性：特例法第2条第4号）
- iii 事業者が、多数の消費者に対し、共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務を負うこと（共通性：特例法第2条第4号）
- iv 第二段階の簡易確定手続きにおいて、対象債権の存否及び内容を適切且つ迅速に判断することが困難でないこと（支配性：特例法第3条第4項）
- v 被告が、法律で規定された行為者であること（被告適格：特例法第3条第3項）

現在、上記のivとvについて被告らが争う姿勢を示しています。

(2) 支配性（第二段階の簡易確定手続きにおいて、対象債権の存否及び内容を適切且つ迅速に判断することが困難でないこと）について

当機構（原告）の主張	株ONE MESSAGE・泉忠司氏の主張
本件訴訟において、支配性の要件に欠けるところはない。 ①過失相殺について 被告らの勧誘時における説明と実際の商品・役務の内容との間には虚偽といえるほど著しい相違があり、被告らの勧誘は極めて悪質性が高いもの	本件訴訟は、以下のとおり支配性の要件を欠いている。 ①過失相殺について 仮に被告らの不法行為が成立するとしても、契約者によっては仮想通貨に関する知識や経験があることも想定できる。被告らの勧誘を信じたこと

<p>であるから、過失相殺は認められるべきでない。仮に過失相殺をすとしても、過失の程度は全ての契約者に共通である。</p> <p>②損益相殺について</p> <p>本件のように被告らの勧誘について極めて悪質性が高い事案では損益相殺を認めるべきでない。また、仮に損益相殺をすとしても、損益相殺は簡易確定手続きにおいて適切且つ迅速になしうるものである。</p>	<p>について契約者側の過失が認められ過失相殺を行う場合がある。その過失の程度は契約者毎に異なる。</p> <p>②損益相殺について</p> <p>契約者によっては被告泉忠司氏が提供した情報により利益を得ている者、あるいは本件契約におけるサービスの提供を受けている者もあり、その場合、契約者毎に損益相殺が問題となる。</p> <p>このように契約者毎に①過失相殺、②損益相殺の有無、程度について判断しなければならず、第二段階の簡易確定手続きにおいて個別の事情について審理を適切且つ迅速にすることが困難であることから、第1段階の訴訟はそもそも支配性の要件を欠いている。</p> <p>(以上、泉忠司氏の主張)</p> <p>消費者が多数いる場合、購入した際の事情や(勧誘に対する)認識等は各人それぞれ異なる筈であり、一概には論じられるはずもないことから、本件訴訟のように集団的・全体的に被告らの責任を確認する訴訟を提起することは、本来、各人が自らの損害を立証できない者(その主張に当てはまらない者)までも賠償の対象に含ませようとする、不当な訴訟である。</p> <p>(以上、株ONE MESSAGEの主張)</p>
--	---

(3) 被告泉忠司氏の被告適格について

特例法で被告とされうる者は以下のとおりです。

- ① 消費者契約の当事者
- ② 消費者契約の債務の履行をする事業者
- ③ 消費者契約の締結を勧誘する事業者
- ④ 消費者契約の締結を勧誘させる事業者
- ⑤ 消費者契約の締結の勧誘を助長する事業者

このいずれにも該当しない者は特例法による訴訟で被告にされることはなく、原告（特定適格消費者団体）が提訴しても却下されます。

当機構（原告）の主張	泉忠司氏の主張
<p>被告泉忠司氏は、消費者契約（本件各商品の売買契約）の債務を履行する事業者であり、かつ消費者契約の締結の勧誘を助長する事業者であるから、被告適格を有する。</p> <p>被告泉忠司氏の行為が不特定多数の消費者に向けられたものであるとしても、最高裁判所平成29年1月24日のクロレラチラシ配布差止等請求事件で示された基準によれば、被告泉忠司氏の行為は「勧誘」に該当する。</p> <p>なお、被告(株)ONE MESSAGEの主張によれば、本件各商品を開発し販売することを提案したのは被告泉忠司氏であり、被告(株)ONE MESSAGEは被告泉忠司氏による販売及び商品のプロモーション活動の支援を担当した、とのことである。このことからしても、被告泉忠司氏は被告(株)ONE MESSAGEと共同して消費者契約の締結を勧誘した、あるいは少なくとも勧誘を助長したと認定するに十分である。</p> <p>ましてやパルテノンコースについては、仮想通貨バイブル及びVIPコースの購入者に対して勧誘が行われて</p>	<p>被告泉忠司氏は不特定多数人に向けて宣伝をした者に過ぎず「勧誘」に関与していないから被告適格を有しない。</p>

おり、被告泉忠司氏の行為は不特定多数に向けられた宣伝ではない。	
---------------------------------	--

2 不法行為の成立について

当機構（原告）は、仮想通貨バイブルDVD 5巻セット（VIPクラスへの参加を含む）及びパルテノンコース「ハイスピード自動AIシステム」の勧誘にあたって次のような不法行為があり、契約者らは虚偽または著しく誇大な内容を真実だと誤認して購入し、購入代金相当の損害を被ったと主張しています。

- (1) 仮想通貨バイブルDVDの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること
- (2) VIPクラスの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること
- (3) 仮想通貨バイブルDVD及びVIPクラスの価格の欺瞞性
- (4) 仮想通貨バイブル・VIPクラスの違法な勧誘に故意・過失があること
- (5) パルテノンコースの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること
- (6) パルテノンコースの価格の欺瞞性
- (7) パルテノンコースの違法な勧誘に故意・過失があること

これに対し、被告らは全面的に争う姿勢を示しています。以下、原告・被告らの主張を対比します。

(1) 仮想通貨バイブルDVDの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること

当機構（原告）の主張	(株)ONE MESSAGE・泉忠司氏の主張
被告らの勧誘文言によれば、仮想通貨バイブルDVDの内容は、誰でも・簡単に実践ができ、しかも確実に多額の利益を得られる方法が説明されていることが求められるところ、実際の内容は、具体的な投資方法を説明しているわけでもなく、誰でも簡単に確実に多額の利益が確保できる方法が説明されたものとはなっていない。	「説明内容の要は、仮想通貨後進国日本での仮想通貨の正しい理解をしてもらい、もうすぐ来る仮想通貨バブルの波により多くの人に乗ってもらうことにある。そして、仮想通貨バイブルにおいては、法定通貨と異なる仮想通貨の革新性について縷々説明したうえで、仮想通貨の価値を伝えるとともに、仮想通貨による稼ぎ方について何通りも具体的に説明し（しかも難しい手段は1つもない）、上記仮想通貨バブルに乗ることができる内容となっている。 仮想通貨バイブルで紹介した方法

	<p>は、誰にでもできる簡単な方法であり、それを実践すれば、その後の仮想通貨の価格及び仮想通貨投資への参加者の爆発的な増加に鑑みれば、誰でも簡単に確実に多額の利益を確保できたことは明らかである。実際に、仮想通貨バイブルを購入して仮想通貨の購入等を行った者からは大きな利益を得た旨の報告を多数受けている。</p> <p>したがって、勧誘内容と仮想通貨バイブルの内容が整合している。</p>
--	---

(2) VIPクラスの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること

当機構（原告）の主張	(株)ONE MESSAGE・泉忠司氏の主張
<p>被告らの勧誘文言によれば、VIP クラスの内容は、仮想通貨バイブルで紹介される『秘密の手続き』あるいは『日本初公開の最新のテクノロジー』の実践による効果をより「確実に」、より「早く」実現する方法の説明が求められるところ、被告らの主張する内容では、到底、しかるべき債務の履行がなされたとはいえず、勧誘内容の違法性は否定されない。</p> <p>VIPクラスは、「より「確実に」、より「早く」億万長者になりたいという方を対象とし」ており、仮想通貨バイブルの内容を補強するものであって、仮想通貨バイブルの延長線上にあるものと位置づけられる。</p> <p>仮想通貨バイブルとVIPクラスは、ばら売りされているわけではなく、仮想通貨バイブルと一体の価格として販売されている。したがって、VIPクラスは、仮想通貨バイブルと直接関連するものであり、独立性がある</p>	<p>VIPクラスにおいては、仮想通貨に関する最新情報を流し、セミナーやバスデーにも招待していることから、債務は履行済みである。</p> <p>VIPクラスは、仮想通貨バイブルの内容と直接関連するものではない。VIPクラスは、独自の価格設定がなされており、仮想通貨バイブルの販売とは独立したものである</p> <p>したがって、VIPクラスへの勧誘は違法ではない。</p>

わけではない。	
---------	--

(3) 仮想通貨バイブル DVD 及び VIP クラスの価格の欺瞞性

当機構（原告）の主張	(株)ONE MESSAGE・泉忠司氏の主張
原告は、価格が高額であると主張している訳ではない。被告らによる価格の説明は、①価値が極めて高額であるとしながら、特別に極めて廉価で販売するとか、②一般販売価格で販売した実績がないにもかかわらず、一般販売価格より廉価だと説明するものであり、このことをもって、顧客の価値判断を誤らせていると主張している。	仮想通貨バイブルの価格も VIP クラスの価格も、その内容や他のセミナー代と比較して高額なものとは言えないことから、被告らによる価格の説明は、顧客の価値判断を誤らせていない。

(4) 仮想通貨バイブル・VIPクラスの違法な勧誘に故意・過失があること

当機構（原告）の主張	(株)ONE MESSAGE・泉忠司氏の主張
被告泉忠司氏は、仮想通貨バイブルの勧誘動画に出演して仮想通貨バイブル購入の勧誘を行い、さらに仮想通貨バイブルに出演していたのであるから、仮想通貨バイブルの内容及び性質について当然に認識した上で仮想通貨バイブルの購入を勧誘したことは明らかである。そして、仮想通貨バイブルの内容及び性質について、虚偽または実際とは著しくかけ離れた効果を強調した勧誘を行えば、勧誘の相手方においてその勧誘内容を真実であると誤信し、その者が仮想通貨バイブルを購入することで仮想通貨バイブルの代金相当額の損害を生じさせることを被告泉忠司氏が認識していたことは明らかである。したがって、被告泉忠司氏について、過失はもとより故意に欠けるところはない。	被告泉忠司氏は、仮想通貨の開発者や発行元とも繋がりを持ち、最新の上質な仮想通貨に関する情報を手に入れることができる立場にあり、そこからもたらされる情報からすれば、必要性の高い価値のある仮想通貨に関連したビジネスに投資を行えば、多大な利益がもたらされると考えていた。実際に、仮想通貨バイブルで指摘したとおりの推移を見せ、巨大なバブルが起こった。被告泉忠司氏は極めて合理的な根拠のもと仮想通貨バイブルにてその説明を行ったもので、故意・過失はない。

(5) パルテノンコースの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること

当機構（原告）の主張	(株)ONE MESSAGE・泉忠司氏の主張
<p>「パルテノンコース」については以下のように説明されている。</p> <p>「被告泉がイスラエルの企業と組んで開発したもので、最先端の人工知能と金融工学の技術を使い開発された『ハイスピードA Iシステム』であり、このシステムを使ってお金を稼ぐためにやることは簡単な初期設定だけで、あとはA Iつまり人工知能が、あなたに代わり 24 時間、365 日、あなたのお金を増やし続ける。」</p> <p>「したがって、難しくてできない、時間が無くてできない、作業を続けられない、ということはなく、このシステムを使うことにより、誰でも暗号通貨で稼ぐことができ、そのスピードが 2 倍、3 倍、さらには 5 倍、10 倍とアップして利益を得られるというシステムである、このシステムは、完全に完成しており、実証結果も 15 名の 5 万円の資金が 10 日で平均 40 万円になった。」</p> <p>さらに、このハイスピード自動A Iシステムは 1,000 万円相当の価値があるが、「パルテノンコース」はこのシステムの外に特典として 2 日間の実戦型合宿と 3 ヶ月間のサポートも付いた上、本来の価値の 20 分の 1 の 49 万 8 千円で販売する、1 日 7 万円稼げるので 7 日で元がとれる、などと説明する。</p> <p>しかし、ハイスピード自動A Iシステムの実態は、A I が何らかの判断を</p>	<p>ハイスピード自動A Iシステムはイスラエルの会社で開発されたものであり、全自動トレードの場合に起こりうる予期せぬリスクに対応するために 4 名のプロトレーダーが監視し、そのA I学習機能に基づいて仮想通貨に関するトレードを行い、そのトレーダーの取引と同じ取引を自動的に行うものである。継続して行えばプラスなり大きな利益をもたらす性能を持つ。実際に同システムを信頼して取引をした購入者から大きな利益をもたらされた旨の報告が頻繁にもたらされている。</p> <p>したがって、勧誘行為の内容と実際に履行されたパルテノンコースの内容は整合している。</p>

<p>して取引をするわけではなく、「パルテノンコース」を使用しているほかのトレーダーを「パルテノンコース」購入者が自ら選び、そのトレーダーの行っている取引をなぞって取引をするだけのシステムである。もとより、イスラエルの企業と組んで開発したりするようなものではなく、到底、被告らが自賛するような「自動AIシステム」の名に全く値しない。選んだトレーダーがAIを使用しているとは限らないし、トレーダーには実際、AIを利用しているとは思われない「パルテノンコース」の購入者も含まれるなど極めて杜撰なものであった。</p> <p>また、その価格についても、内容が上記のとおり極めて杜撰なものであるから、到底1,000万円もの価値があるはずもなく、値引きなど安価と誤信させるものに過ぎない。</p> <p>したがって、上記勧誘は、重要な事項につき、虚偽あるいは少なくとも著しく誇大な効果を強調して説明をしたものであって、違法である。</p>	
--	--

(6) パルテノンコースの価格の欺瞞性

当機構（原告）の主張	(株)ONE MESSAG・泉忠司氏の主張
<p>原告は、価格が高額だと主張している訳ではない。被告らによる価格の説明は①「価値が極めて高額である」としながら「特別に極めて廉価で販売する」、あるいは②一般販売価格で販売した実績がないにもかかわらず「一般販売価格より廉価だ」と説明するものであり、このことをもって、顧客の価値判断を誤らせていると主張してい</p>	<p>パルテノンコースの価格は高額なものとは言えず、価格の説明は顧客の価値判断を誤らせるものではない。勧誘内容において、被告泉は、パルテノンコースの価格の設定過程を述べているに過ぎず、同種の仮想通貨投資関連の投資教材やセミナー代等の値段を引用して比較しているものでもなく、実際のパルテノンコースの内容</p>

<p>る。</p>	<p>に鑑みても、①本件システムの開発には多額の費用を要していること、②被告泉が2日間密着して仮想通貨投資を中心とした指導を行い、その後3か月間もの間購入者からの質問に答えてきたこと、等からすれば、その価格は高額なものとはいえない。</p> <p>したがって、仮想通貨バイブルの価格の説明は顧客の価値判断を誤らせるものではない。</p>
-----------	--

(7) パルテノンコースの違法な勧誘に故意・過失があること

<p>当機構（原告）の主張</p>	<p>泉忠司氏の主張</p>
<p>パルテノンコースの最大の目玉は、簡単な初期設定さえすれば、24時間、365日、購入者のお金を増やし続けてくれることであり、そのようなシステムが存在しないことは明らかであるから、被告泉忠司氏には、虚偽または誇大な説明による勧誘であることについて認識があり、したがって、被告泉忠司氏には、過失はもとより故意に欠けるところはない。</p>	<p>仮想通貨が今後上昇していくことが確実であると見込まれるなかで、本件システムを用いて投資を継続して行えばトータルとして利益が上がることは自明と考えていた。実際、継続して本件システムを用いてトレードした人で損害が出たという報告を聞いたことはない。</p> <p>被告泉忠司氏は合理的な根拠のもとにパルテノンコースの説明を行ったものであり、故意・過失はない。</p>